

企画趣旨

水津太郎

1 立法をめぐる動向

動産・債権等を目的とする担保について、立法に向けた動きが進んでいる。

平成31年3月から、公益社団法人商事法務研究会に設置された「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」（座長：道垣内弘人）（以下、「担保法制研究会」という）において、法務省も関与するかたちで、検討がおこなわれている。令和2年8月までの間に、16回の研究会が開催された。担保法制研究会の資料や議事録等は、同研究会のウェブサイトから、これを入手することができる。

令和2年3月には、経済産業省中小企業庁からの委託研究にもとづく成果として、公益社団法人商事法務研究会「令和元年度 中小企業契約実態調査等事業報告書」が公表されている。同研究を実施するために設置された「取引法制研究会」（座長：内田貴）では、その後も検討が進められている。

学界の側においても、令和3年10月に開催される日本私法学会第84回大会において、立法に向けた動きも意識しながら、動産・債権等を目的とする担保をテーマとして、シンポジウム（責任者：田高寛貴）が実施される予定である。このシンポジウムでは、比較的若い世代の研究者が報告することとなっている。

2 担保法制研究会における検討の状況

担保法制研究会では、譲渡担保に関する規定について、明文の規定が設けられていないことや、規定の内容が不明確であったり、不適切であったりするものがあること（研究会資料1・1-2頁）、近

年では、動産や債権を担保の目的とする融資が注目されているものの、その利用は、伸び悩んでいること（研究会資料1・3-4頁）などが指摘されている。また、担保法制研究会を設置するにあたっては、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本の評価が芳しくないことも、意識されていたようである（事業環境改善のための関係府省庁連絡会議決定「事業環境改善に向けた取組について」〔平成30年5月〕1頁・5頁を参照）。

このような背景や問題関心から、担保法制研究会では、動産・債権等を目的とする担保について、総論的な問題から各論的な問題にいたるまで、幅広く検討がおこなわれている。そこでは、現在通用しているルールを改め、実務に大きな影響を与える提案が示されることも、少なくない。

3 立法に向けての課題

そこで、本特集では、動産・債権等を目的とする担保の立法にかかるテーマのうち、基本的なものについて、第一線で活躍する研究者に、立法に向けての課題等を検討していただいた。新型コロナウイルス感染症への対応等によって、資料の収集や原稿の執筆について著しい制約や負担が生じているなか、本特集への寄稿を快諾していただいた執筆者には、心よりお礼を申し上げる。

本特集で取り上げるテーマは、担保法制研究会における検討の状況等を参考としつつ設定されたものであるものの、それぞれのテーマについて、どのような問題を、どのような観点から扱うかは、それぞれの執筆者に委ねられている。本特集が、動産・債権等を目的とする担保の立法のあり方について、今後の議論を深めるための一助となれば、幸いである。（すいづ・たろう 東京大学教授）